

最初に教育委員会の傍聴についてでございますが、このことにつきましては市議会等との
の関連もござりますので、議会事務局と調整しながら今後研究をしてみたいというふう
に思っているわけでございますが、教育委員会につきましては告示行為をしなくても別に問題
はございませんが、しかしながら、委員会の開会の日時等につきましては、市民に知らせることが
親切だと思いますので、現在は教育委員会のござります市民体育館の前の掲示板に二週間
前から告示を行っております。今後ともこの告示をとりまいるたいと思っております。わけても
さらに、中のお知らせ、広報を通じて市民へ知らせたりどうかということもござります。が、
参考までに二十六市の調査をいたしましたところ、実際にこういうことをしている市はほとんど
いませんが、いずれにいたしましても、議会事務局と相談しながら同一的なものとしての研究を
してみたいと思っております。

また委員会を傍聴したい市民がござりましたら、中の教育委員会の傍聴人規則に
基づきまして、教育委員長長の許可を得ていただくのは傍聴ができるわけでございますので、
そのような手続をお願いしたいと思っております。

次に、やうせにいたします教育委員会の見解ということもござりますけれども、御指摘のござ
りましたように、やういった土壌、背景というふうなものがある人ではないかというふうなことでございま

すけれども、特に福生中だけがこういうものであるとは思ってないわけでございますけれども、
たまたま福生でやういふ事件が起ったというふうな考えであるわけでございますけれども、
結局やういふような中で、中においてやういふことを行われたということで、過日十月十四日には
全協で御報告申し上げ、さらに十月の十七日には市長ともどもテレビ朝日の方に抗議をし
たわけでございます。

やういふようなことで、必ずしもやういふのではないというふうにも考えうるものでござりますけれども、
不幸にしてやういふ事態が起きたというところで、非常に児童生徒の健全育成という点として
教育委員会といたしましては校長会あるいは教頭会、それから校外の指導連絡会等
に従来以上に開きまして、これらのものに對します動揺、また二度とこういうことをやっても
らうという困るわけでございますけれども、やういふものを通して、さらにこの健全育成
について努めているわけでございます。

やういった中で特に中学校の生活指導連絡会等につきましては、情報交換を主とい
たしまして特に長期の休業中の生活指導については、熱心に協議を重ねているところでござ
ります。さらに近隣といたしましては青梅、五日市線の沿線の中学校の生活指導連絡格
会等におきまして、やういった問題をとりえましてさらに協議を重ねているということもござ

います。

また三地区の中学校の生活指導連絡会につきましても、この問題をとらえてやっているわけでございますが、羽村また瑞穂の中学校とも連絡をとりながら協議をしているところでございます。

また多摩地区の生活指導研究会、協議会におきましても三市一郡の中学校を対象に生活指導主任が主として健全育成を主題といたしまして研究、協議を行っているところでございます。

また各学校の指導体制といたしましては生活指導部を中心に校内の生活——これは清掃、保健、給食、生活の決まり等について、また安全指導、校外指導等につきましても念を入れて実施しているところでございます。この問題が発生しました後も真剣にこのように対応をしているところでございます。以上でございます。（議長 休憩と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 暫時休憩いたします。

午前十一時三十分 休憩

午前十一時五十分 開議

○議長（森田治男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（田村匡雄君） 大変に貴重な時間お許しをいただきまして一言お願いいたします。

先ほど遠藤議員さんの一般質問に對して、在日外国人登録事務についての中の答弁の中で一部追加をお願いしたいと思っております。

申し上げますと、今後の方針につきましては、各市の状況を見ながら慎重に対処したいと考えておりますというふうに御答弁申し上げたところでございますけれども、その中で、国や郡の指導を得る各市の状況を見ながら慎重に対処したいと考えておりますので、というふうに、国や郡の指導を得ると追加をお願いしたいというふうに思っておりますのでございますので、よろしくお願いいたします。

○建設部長（森田進君） それでは米軍横田基地についてのうち市民生活への影響目につくというところで具体的に指摘されておりますので、その点について先ほどの市長の答弁を補足をさせていただきます。

問題は三カ所に分かれておりまして、一カ所については法務局通りから一六号線に振って、一六号線の緑地としてある駐車の問題でございますが、これは先般遠藤議員さんの方からも御指摘をいただきましたので、警官寮署の方とも協議をいたしまして、

今時点では一応解決してゐると、そういうふうに判断をしております。

あと二点につきましては、一つは保健所の通りでございます。保健所から八高線の踏切に至る通りの左側の部分、あの部分につきましては区画整理で将来都市計画街路として立体交差を予定してある地域でございます。その部分を含めまして用地の確保がされてゐると、そういうこともございまして、本来かなり広い面積でございますので、歩道等の整備がしてあればよろしいわけでございますが、今言ったような将来に対する計画がございまして平面の形で一応整備がされてあり、しかも踏切の部分也非常に狭くなつてきてゐると、そんなふうなことからあの部分については実際に駐車がされてゐるのは事実でございます。警察の方とも協議をいたしましてデブラ等で駐車のを禁止を行つてゐるわけでございますが、物理的な点で一応駐車が可能でございますので、現実には車がかなりとまつてゐると、そういう現実でございます。しかもあの通りについては通学路といたしましてございしますので、歩行者あるいは児童生徒の安全の確保という面から、これから警察の方とも十分協議をいたしまして、歩道の一応確保というものを考へていきたいと思つております。

それからもう一点、東福生駅より北に向かひまして法務局通りの角にございます

中古車センターの通りの違法駐車と申しますか、あるいは商品を道路に陳列をするとか、そういうふうな御指摘でございますが、この点につきましては昨日小野沢議員の方からも道路の有効利用と、そういう面からの御指摘をいただいております。全く同じような考へ方に立ちまして、また違法駐車等については当然警察権限が入つてきますので、警察とも十分協議をいたしまして、必要があれば個別的な行政指導等も行つていきたいと、そのように考へております。以上でございます。

○市民部長(古谷正夫君) 自席からお話ししたところで二点について御答弁をさせていただきます。

まず第一点の九月から十一月期の離着陸数についてでございます。

九月の飛行総数でございますけれども、これは九百三十四回でございます。昨年は千三百六十七回、減の四百三十三回でございます。一日平均飛行回数をございすけれども、三十一回、前年は四十五・六回、減の十四・五回でございます。

昼間でございすけれども、これは午前七時から十九時まででございますが、これは七百六十一回でございます。前年は千九十四回といたしまして三百三十三回の減といたしております。一日の平均をいたしますと、これは二十五・四回でございます。昨年は三十九・五回、減の十二・一

回でございます。夕刻十九時から二十二時まででございますけれども、ことしが百六回、前年が百九十一回というふうなことで、減の八十五回でございます。一日平均でございますけれども、ことしが三・五回、前年が六・四回ということで、減の二・九回というところでございます。夜間二十二時から午前七時まででございますが、ことしが六十七回、前年が八十二回、減の十五回というところでございます。一日平均二・二回、前年が二・七回、〇・五回の減でございます。

最高飛行日及び機数でございますけれども、九月の九日、ことしが六十八回、前年が九月の十一日で九十二回、二十四回の減でございます。

騒音最高日及びホーンでございますけれども、ことしは九月十日で百十一ホーン、前年が九月の二日、百二十ホーン、九ホーンの減でございます。

次に十月でございますけれども、飛行総数、ことしが千六百十七回、前年が千九百二十三回、減の三百六回でございます。一日平均飛行回数、五十二・二回、前年は六十二回、九・八回の減でございます。

昼間、やはり午前七時から十九時まででございますけれども、千三百二回、前年が千五百九回、二百八回の減でございます。一日平均でございますけれども、四十二回、前年が四十八・六回、六・六回の減でございます。夕刻十九時から二十二時まででございますが、二百六十四回、

前年が三百回、四十回の減でございます。一日平均でございますけれども、八・四回、前年が九・七回、一・三回の減でございます。夜間でございますが、二十二時から午前七時まででございますが、五十六回、前年が百十四回、五十八回の減でございます。一日平均いたしまして

一・八回、前年が三・七回、一・九回の減でございます。

最高飛行日及び機数でございますが、十月の十二日、百七回でございます。それから前年が十月十日でございまして百三十一回、二十四回の減でございます。

騒音最高日及びホーンでございますが、十月の九日、百十六ホーン、前年は十月一日でございまして百二十一ホーン、五ホーンの減でございます。

次に十一月でございますけれども、飛行総数千四百三十四回、前年は二千百二十回、六百八十六回の減でございます。一日平均飛行回数四十七・八回、前年が七十七・七回、二十・九回の減でございます。

昼間でございます。ことしが千三十三回、前年が千七百二十二回で六百八十九回の減でございます。一日平均でございますが、三十四・四回、前年が五十七・四回で二十三回の減でございます。

夕刻でございますが、ことしは三百四十三回、前年が二百八十一回、六十二回の増でございます。一日平均でございますが十一・四回、前年が九・四回で二回の増でございます。夜間五十八回でございますが、前年は百十七回、五十九回の減でございます。

います。一日平均一九回、前年は三九回という事で二〇の減でございます。

最高飛行日及び機数でございますが、十一月の七日、百三十七回、昨年は十一月の二十一日と二十七日がございまして百三十七回、同数でございます。

騒音最高日及びホーンでございますが、これは十一月の五日、百十五ホーン、前年は十一月の十八日、百十七ホーン、二ホーンの減でございます。以上でございます。

次に外国人登録の実態でございますけれども、これは六十年十一月三十日現在で調べた数でございますが、六十一年の切りかえ予定者は三百一人の総数でございます。十一月三十日現在まで切りかえを予定しております済みの方でございすけれども、二百五十四名が切りかえ済みでございます。率で申し上げますと八四％。それから残り六十一年の三月まででございますけれども、四十七人今後切りかえを予定しております。これが実態でございます。以上でございます。

○総務部長（浅見裕康君） 自席からお許しをいただきまして、委員会等の開催の状況につきまして各部にわたりますので、私の方から一括で御答弁申し上げていただきます。

任意設置のものとしてまず表彰審査委員会でございますけれども、これは五十八

年度から毎年一回開催しております。

開催がないものについては省略をさせていただきます。

市史編纂委員会でございますけれども、五十八年度が二回、五十九年度が一回、

六十年度につきましてはまだ開催はされておりません。ただ、審査につきましては御堂内かと存じますが、編集専門委員会によりまして編集会議がしばしば行われているというのが実態でございます。それから行政改革審議会でございますけれども、十一月まで

で回開催されております。それから学校給食センター運営審議会、五十八年度に

三回、五十九年度に三回、六十年度の十一月までにつきましては一回。それから文化財保護

審議会、これは五十八年度において四回、五十九年度に四回、六十年十一月までにつきましては二回。それから予防接種健康被害調査委員会でございますけれども、五十八、五十九年

度、各一回でございます。六十年度は開催されております。中小企業振興資金融資

審査会というのがございますけれども、これは回数が多くて五十八年度が二十七回、五十九年

度が三十回、六十年度の十一月まで三十二回開催されております。都市計画審議会

でございますけれども、五十八年度一回、五十九年度はございせん。六十一年の十一月までにお

いて一回でございます。あと市営資金運営審議会がございすけれども、これは年一回

開催しております。

それから法令を受けまして各例で設置しているものがございすけれども、青少年問題協議会、年三回五十八年から行われているようでございます。それから駐留軍関係離職者等対策協議会でございますけれども、これは年一回行っております。それから交通安全対策協議会が年二回、六十一年につきましてはまた今のところ一回でございます。それから法令による設置が義務づけられているものとしたしましては、農地課税審議会がございす。これが五十八年に二回、五十九年一回、六十年一回となっております。それから公民館運営審議会がございすけれども、五十八年に五回、五十九年に七回、六十年に四回。防災会議は年二回行われておりまして、六十年につきましてはまだ一回でございす。それから民生委員推せん会というものがございすけれども、五十八年二回、五十九年一回開催されております。六十年に一回ということでございます。それから国民健康保険運営協議会がございすけれども、五十八年に四回、五十九年に四回、六十年十二月の時点までは二回でございます。

それから、あと市長からの諮問を受けまして調査研究をいたします専門委員の關係についてどうと申し上げます。

補助金等調査専門委員については、現在のところはこれで行っております。これはその部度設置するということとで未設置で、現在、委員さんの委嘱はしております。それから保育所措置児童収金の額にかかわる調査を行う専門委員というものがございすけれども、五十八、五十九年度については未設置でございまして、六十年年度において四回開催されております。

また、あと各執行委員会、いわゆる教育委員会とか執行機関につきましては調査はしております。人ものです。以上で答弁にかゝるでいたします。よろしくお願いいたします。

○十二番(遠藤洋一君) 自席から再質問をします。

一番最初の米軍横田基地の問題、人ですけれども、市長の答弁では東富士、北富士での演習については防衛施設庁などに行ったときに聞いていたというふうにあって、なるほど聞いていたということだと思います。しかしながら、大変重要なことは、であれば、なぜそのときに私たちのいる福生市に非常にかかわりの深い横田基地の関連というものはどうなっているかということについては、伺ってもらえなかったのか、なという気がするわけですね。つまり肝に肝要なのはやはりこれはないかというふうに思っておりますね。飛行機演習がある

ときに、チームスピリットなども言うてすけれども、横田基地が中継基地その他になって、実際に騒音被害その他があるとすれば当然のように対応を考えなければいけないと思う人ですけれども、伺いました。しかし、それだけでしたというのでは僕は話は済まないだろうと思う人ですね。そのヤリとリがもしもあって、防衛施設庁の方が市長に对应してそういうことを言うてきたとするならば、一体どういう対応を以てあしたのか。再三にわたって市長の態度で困るのは、防衛庁には確かに聞きましたと言っている。あるいは行ってきた。問い合わせてました。その後で実際に福生市との関係はどうなのかというところについては、ちつとも具体的なことを聞いてもらえなかったりしているわけで、そこはどのようふうな対応をしたのかというところを知りたいですね。そうでなければ、はいと言つて毎回伺ってくるだけでは困るし、ましてやF16が実際に参加したときに、その段階で十八日に連絡をしたのかという気もする人ですけれども、防衛庁の話がもしもあつたらば、そのときに一体福生市にどういふ影響があるかということもあつて聞くのが当然ではないかと思ひますけれども、一体そこはどうしたのかというところも――最初の答弁のときに、非常に簡単でしたから言ひがびれたのかもしれまして人ので、ぜひ伺いたいというふうに思ひますね。そうでなければ

ば、訓練の通告が実際にありまして一体どういうふうになつて行くのかということも市民には戻つてこないわけですよ。

もう一つは、ほかの通告も言うてすけれども、市長はそういうような報告を防衛施設庁などから聞いたリ、あるいは、こちらから問い合わせたときに、それをどういうふうな形で実際にその行政窓口に掲げる人たちに対応して、いろいろのことはあつて伺いたいです。今、基地公害対策課というのがありますから、現実には企画や調整のところへの話が行くと思ひますし、市民の皆さんのクレームに聞かしてもしもそこはいくはずでなすね。

実は十二月の二十五日に、足を出して低く飛ぶようなC141がこの片合の上を飛んだときも何本かの電話がいついてはるはずなんです。僕も調査をしている人ですけれども、やはりほかの訓練のときもそうかと思ひますけれども、苦情その他がいくときに、やはり窓口の担当者がその人とそれと答へられるような形で、市長さんの方から情報を流しているのかというところですね。市長さんは知っていると。しかし、実際に対応する現場の部局はわからないというところでは職員の方で困つてしまうと思ひますね。そこは、どのようにしてらつしたり、あるいは、どのようにしてらるのかということも含めて伺つておきたいと思ひます。

市長はせっかく米軍とも大変にコミュニケーションがうまくいっているようですし、韓国にも御招待を受けたいような人ですから大変に連絡はうまくいくんだらうというふうに私も思っているわけですが、実は肝心なところは聞かせてもらえないでは話にならないというところで、一体どういうふうに具体的にやるかをもう少し伺ってみたいというふうに思っています。

もう一つは、前後して本当に申しわけなかつた人ですが、三日の飛行に關しまして、文書目録を提出をしたというところで、かなりきつ人とした対応をしていたかなければ、昨年もうかうだったというところを今さらここを繰返すのもいやですが、実際に成果がなかつたわけですから、そういう信頼関係が市長と一体基地の司令官の間で成立しているのかというところについて疑問を持たざるを得ないんですね。それから、まずと文書目録のほうにさらに、つまり確認したいなことをしてもらえろのかどうか。あるいは、そのことそのものは何というの決めることですし、それから何と云っても軍事基地ですからそこが問題なわけでありまして、平和そうに見えても現実には戦争になればそこが戦闘機が飛ぶような基地ですから、お正月なんか言ってるわけないというふうなことになるのかもしれないし、しかし、おまけで三日は飛ばせないであらうというところなのかよくわかりません。

せんけれども、その確認を、どうにどのような形でやっていくのか。三日は飛ばせないというふうに申し入れをしたことは申し入れただけであって、市長のつもりとしては強く要望するという形になるのかどうかというところもあわせて伺いたいと思います。

それから市民生活への影響というところで、確かにさうさ何か所か具体的な指摘をしたのは、余り細かいことを市議会の一般質問で行くというところは、余り僕個人としては好ましいこととは思っていないんですが、三カ所とも非常に多岐的な出果事だったわけですね。あらまたとまっているのか米軍関係の車両であることが一つと、それからこれも通学路に差しかかっていたというところの二つの問題は非常に多岐的だったわけですね。

それで通学路の確保というところはいいとしても、エ本ばかりではなくて教育関係の行政にも関係してきていると思えますけれども、そこを伺ったわけですね。

それで、今言った形で付近の住民の方かなかなか警察等に電話をしてもうらなかなないけれども、市役所に相談すれば何とかなるというところかはっきりしてきますと、非常に市民の方でも市に對する信頼感というものが深まると思えますし、一六号線のところからさうさみればひどい話で、一六号線そのものに駐車をするなんていうこと

があり得ないような話で、しかも一六号線に駐車をしたその横はすでに壁です。かく
子供たちは全員道路側に回って、外を回って通学していったわけで、非常に極端に
ひどい例ではありましたが、市の努力でそれが解決を今一応して、子供たちが
無事に内側の少なくとも白線を引いた歩道部分に当たる所を歩いて通学でき
るという事は非常によかったと思うんですね。その努力を大変感謝をしたいと思います
ますし、しかし、同時にこれもやはり姿勢の問題だとも思うんですね。

僕は、ここから先は担当の部長さんで課長さんの御努力を超えるような問題が
あって、やっぱり市長さんそのものが基地と向き合った対応をされなさいに行っていたさ
たいと思うんですね。そのことから言いますと、ここについてもおつもりを聞きたいんですか
今言ったような形で、その通学路に米軍車両、もちろん米軍の車ばかりかと思っ
ているわけではなくて、もちろん日本人とか市民の車かと思ったりもしているんです
けれども、ここでやっぱり問題は市長さんにもお願いをした人ですけれども、大変に言葉
の問題その他がありまして、警察の方か対応しにくいという現実があるわけですね。そ
れで、なかなかそこにとまっていられない、おい、どけろと言ってでも知らんぷりというわけな
こともありまして、頭を悩ませるのは東本口の駅前なんかよりですね。お年を召した方ではア

マークの上にとまっていける米軍車両というが外国人——アメリカ人の車に随分文句を言
っている人がいますけれども、とにかく相手にされない、もしくは肩で飛ばされるというよう
な感じもありまして、実際に市長さんなり、やっぱり行政の方が毅然たる態度をとって
くれないとああいうのはよくならないというふうに思っているんですね。個々のアメリカ人の兵隊
が悪いという事ももちろんありますし、いやついている人ですけれども、全体としては福生
に基地があつて、そこにある市は基地との関係を毅然としていながら、さうさうさうつ
り勝手なことはできないというふうなことをやっぱり市長さんの方からきろ人とした形
で司令官なりとやってもらうなと市民はやっぱり安心できないと思うんですね。

細かいことを言うようですね、さうな保健所の先の所は八高線の踏切
を渡りますと八時から二十時までの間、右折禁止になっている人ですね。先般も近
所のおばさんか、おばさんで言うのは悪いが、僕にとつておばさんみたいな人ですね。れど
も、その方が非常に文句を言つてきまして、警察に文句を言っているわけですよ。
自分が右折禁止の所を間違えて回ったと捕まったと。しかし、米軍車両はだれも
捕まえないじゃないかというところを言うわけですね。それは個々の警察官の対応の問
題ですから余り全体福生警察が基地、駐留軍に對してどうこうということはありません。

すでんけれども、しかし、そういう不満が出てきていることは仕方がなく、何か当然出てくるんですね。やっぱり市は基地に甘んじろということになる。やっぱりそれは非常に公平感を欠くことになってしまうわけですね。やっぱり市民にとって一番不満があるのは、公平な権利を享受しているとか、あるいはやっぱり公平に税金が使われているのかというふうに思われるんですね。

ですから、その辺のことも含めてやはり市長の態度——基地に対する考え方とした対応というのが要求されてくるわけですね。ある程度超してしまえば本場に現場の係長さんや課長さん、普通の職員さんの努力を超えてしまうわけですね。その辺について市長さんのぜひ見解も伺っておきたいというふうに思っています。それは本当に特に通学路、次の問題ですね。

それともう一つは、ついでに、そこで今の具体的に挙がった所々人々に関して通学路確保のためのガードレールその他についてはどのような形で教育委員会なり、あるいは土木局が警察と交渉や対応をしているかということもよろしく伺っておきたいと思っています。

現実には必要になっている。そういうものがあれば逆にいうと駐車はしないんですね。

そういうものがないものですから、実際にまたアメリカ合衆国と日本のデラママークの位置が違つて、日本ではデラママークには駐車はしないけれども、合衆国では駐車をすることになっていると思えないんですね。しかし、物理的なものでかなり阻止できるような所もあるんじゃないかと思うんです。それをよろしく聞きたいというふうに思っています。

それから、たくさん質問で申しわけなさんですが、教育行政のところで傍聴のところで須崎次長の方からちょっと今理解したかったのは、市議会との関係で研究をしたいというふうに思っているような気がしたんですね。これは具体的に何という、つまり傍聴の方法その他について研究という意味なのか、傍聴そのもののシステムに對する考え方なのかということがよろしくわかるなさんですね。そのあたりを伺いたい。

しかし、こういう言い方をされると非常に僕の方も困るんですが、告示行為をしなくても問題はいいという言い方は、やはり非常に不親切ではないかというふうに思われるんですね。それはつまり告示行為などする必要はないからというふうにぼんと言っちゃえばそこで済まないと。しかし、であればその教育委員会というのは、告示というものはどういう告示、つまり